

令和 7 年度

ヘルスケアエビデンス構築促進補助金

[公 募 要 領]

山口県では、今後の成長が期待されるヘルスケア関連分野において、県内企業によるエビデンス構築や参入を促進し、ヘルスケア関連産業の育成・集積を推進することを目的として、「ヘルスケアエビデンス構築促進補助金」を創設しました。

このたび、令和 7 年度の補助金の公募を行いますので、申請を希望される方は、本要領に留意の上、ご応募ください。

【公募期間】 令和 7 年（2025 年）

5 月 1 4 日（水）から 6 月 30 日（月）まで

※ 補助事業の実施にあたっては、やまぐちヘルスラボの支援を受けることができますので、申請をご検討の場合は、早めにやまぐちヘルスラボまでご連絡・ご相談いただきますようお願いいたします。

公募要領、申請に係る様式等は、以下のウェブサイトからダウンロードできます。

山口県イノベーション推進課

検 索

【ウェブサイトURL】

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/83/>

令和 7 年 5 月
山 口 県

【 目 次 】

1	補助金の概要	1
2	補助対象経費	3
3	補助事業のスキーム	5
4	補助金の交付	6
5	公募期間	6
6	提出書類・提出先	6
7	審査・採択	8
8	各種手続きのスケジュール	9
9	事業者の責務	10
10	問い合わせ先	11
11	その他	11

1 補助金の概要

(1) 目 的

今後の成長が期待されるヘルスケア関連分野において、県内企業によるエビデンス構築や参加を促進し、ヘルスケア関連産業の育成・集積を推進することを目的とします。

(2) 対象分野

ヘルスケア関連分野において、県内企業が取り組む、製品やサービスのエビデンス構築に向けた実証事業について補助します。

【分野及び具体的なテーマの例】

分野	テーマ（例）
食品	自社開発した健康増進効果が見込まれる試験食品を毎日摂取し、体調変化を日誌方式で記録し、長期摂取による免疫指標の維持・改善を検証する。
機器・アプリ	開発したICT・IoT技術等を活用した、地域のニーズにあった新たな健康維持・増進サービスモデルの効果を検証する。
健康経営支援サービス	従業員の行動変容を起こして健康維持・増進を実現する健康経営実践企業を支援するサービスについて、従業員の業務パフォーマンスへの影響を検証する。
その他	ライフスタイルに合わせた健康課題に対し、企業等と連携した健康維持・増進に繋がる行動変容を促すプログラムを構築し、その効果を検証する。

(3) 補助率など

補 助 率	2 / 3 以内
補 助 限 度 額	5,000 千円
事 業 期 間	交付決定日から令和8年2月末日まで
採 択 件 数 目 安	2 件程度

(4) 補助対象者

① 補助対象者は、以下のいずれかを要件とします。

- 県内中小企業（単独）
 - 県内中小企業を含む2者以上による実証事業グループ
- ※ 個人は実証事業グループに参加することはできません。

次のいずれかに該当する親会社・子会社等の関係にある企業は同一の企業とみなし、実証事業グループの構成員としては1者として取り扱います。

- i 親会社が議決権の50%超を有する子会社（当該子会社が議決権の50%を有する孫会社以下同じ。）が存在する場合の当該親会社及び子会社
- ii 親会社が議決権の50%超を有する複数の子会社が存在する場合の当該親会社及び複数の子会社
- iii 個人が議決権の50%超を有する複数の会社が存在する場合の当該複数の会社

② 実証事業グループにおける代表申請者は、次に該当する県内企業とします。

- 県内に事業所（登記上の主たる事務所、工場、研究所等）を置く企業

《中小企業の範囲》

「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者^{※1}又は法人格を有する中小企業者の団体を指します。

ただし、みなし大企業^{※2}については除きます。

※1 中小企業者（業種別）

主たる事業として営んでいる業種	資本金	従業員
製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業、情報処理サービス業及びその他の業種	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下

※2 みなし大企業

- ・発行済株式の総額又は出資金額の 2 分の 1 以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総額又は出資金額の 3 分の 2 以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている法人

《留意事項》

◆申請者（実証事業グループの場合は構成員を含む）は、次の(1)から(3)までの要件を全て満たす必要があります。

(1) 山口県税の滞納をしていないこと。

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団又は暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその経営又は運営に実質的に関与している者

(3) 役員等（法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所の代表者その他これらの者と同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合はその代表者、理事その他これらの者と同等の責任を有する者をいう。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員

イ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

エ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

オ イからエに掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

◆申請後や交付決定後に要件を満たさない事由が発生、判明した場合、補助金を交付しない、あるいは、補助金の返還を求める場合があります。

2 補助対象経費

対象とする経費は、実証事業の実施に直接必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

【補助対象経費一覧】

費目	費目内訳	補助対象経費
共同研究費	共同研究費	実証事業グループの構成員が行う、実証事業の実施及び実証結果の分析・研究等に支払われる経費
事業費	謝金	1 実証事業において、試験分担医師等として参画が必要な専門家等への謝金 2 実証事業に参加するモニターへの謝礼（金券等）
	旅費	1 実証事業において、試験分担医師等として参画が必要な専門家等への旅費 2 実証事業における担当者等の旅費
	役務費	実証事業に必要な資料等の送付、モニター募集に係る広告等に要する経費
	使用料及び賃借料	実証事業を実施する上で必要となる機器・装置等の使用料、会場借料等に要する経費
	外注費	補助事業者が直接実施することができないもの、適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費
	消耗品費	実証事業を行うために必要なもので、備品に属さないものの購入に要する経費
	倫理審査等経費	倫理審査委員会における倫理審査等に要する経費
その他	その他	実証事業を実施する上で特に必要と認められるもの

- ※ 本事業を行うにあたり、他事業との区分経理を行ってください。
- ※ 補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。
- ※ 補助対象経費の支払いについては、現金及び回し手形での支払いは行わないでください。
- ※ 共同研究費の対象となる経費は、補助対象経費一覧の事業費と同様です。

■ 補助対象とならない事例について

以下に記載するものは、補助金の対象となりませんので、申請に当たっては留意してください。

- ・ 交付決定日前に発生した経費（発注を含む）
- ・ 事業終了日までに支払が完了していない経費
（債務の確定しているものは対象とする場合があります）
- ・ 人件費
- ・ 金融機関等への振込手数料
- ・ 消費税及び地方消費税
- ・ 飲食等に係る経費
- ・ 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料
- ・ パソコン、プリンタ等汎用性の高いものの購入
- ・ 補助事業に係る見積から支出までの帳簿類（見積書、契約書、仕様書、納品書、請求書、振込関係書類、領収書 等）が不備の経費

■ 事業における利益排除について

補助事業において、補助対象経費の中に、補助事業者の自社調達又は実証事業グループや同一資本グループからの調達がある場合、利益相当分が含まれることは補助金交付上望ましくないことから、利益相当分を除いた経費を計上いただくことになります。

- ・ 補助事業者の自社調達の場合
⇒ 原価を補助対象経費としてください。
- ・ 実証事業グループ、同一資本グループからの調達
⇒ 取引価格が当該調達品の製造原価以下であることを証明できる場合は、取引価格を補助対象額としてください。これにより難しい場合は、調達先の利益率を取引価格から除外した額を補助対象額としてください。

■ 消費税及び地方消費税の取り扱い

消費税及び地方消費税は補助対象経費から除外して算定してください。

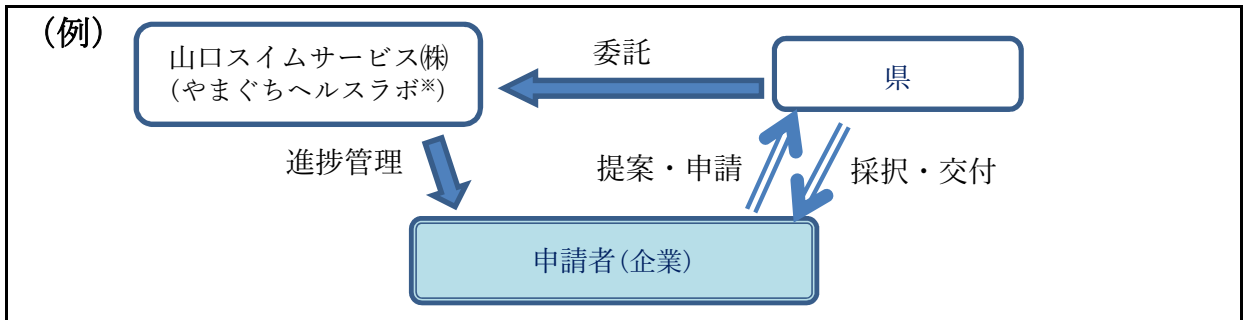
ただし、次に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税及び地方消費税を補助対象経費に含めて算定できるものとします。

- ・ 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ・ 免税事業者、簡易課税事業者である補助事業者
- ・ 消費税法別表第3※に掲げる法人の補助事業者
- ・ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

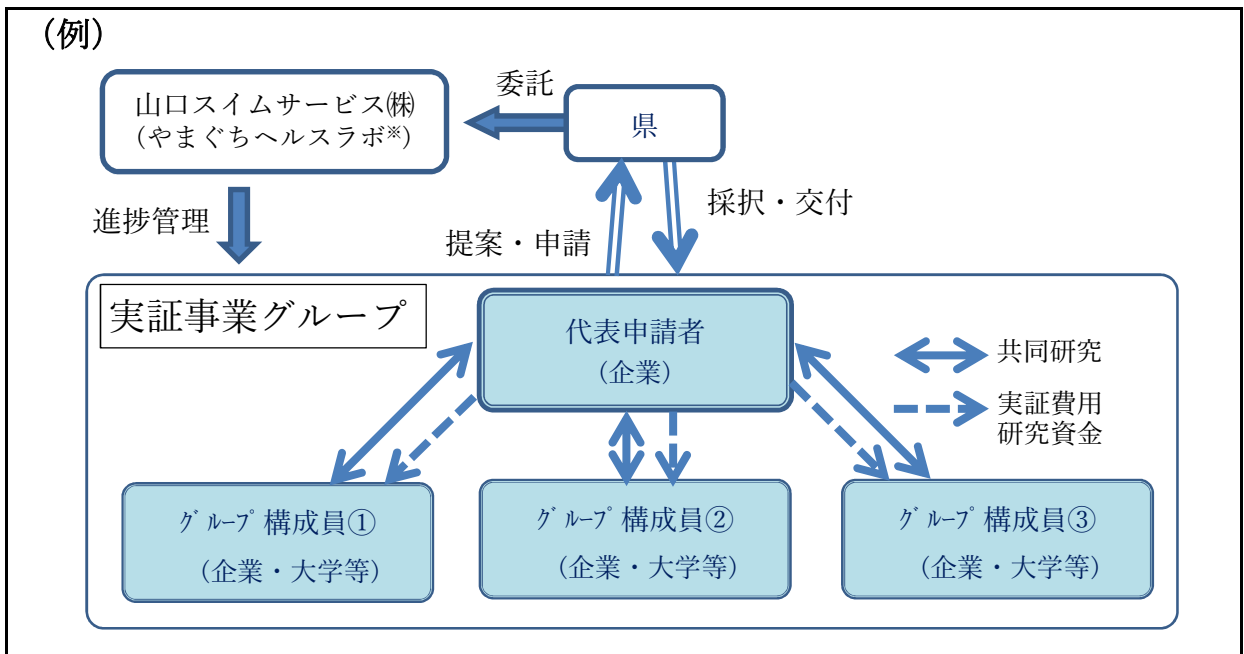
※ 財団法人、社団法人、学校法人、国立大学法人、独立行政法人 等

3 補助事業のスキーム

《企業単独による事業スキーム》



《実証事業グループによる事業スキーム》



※「やまぐちヘルスラボ」の運営及び補助金の進捗管理に関する業務は、県が山口スイムサービス株式会社に委託しています。

補助事業計画書は代表申請者が提出することとし、補助金の申請・交付についても、代表申請者が行います。

代表申請者以外の実証事業グループ構成員において発生する経費については、①代表申請者が一括経理処理（代表申請者で発注から支払までを行い、各構成員に納品（所有は代表申請者））する、あるいは、②代表申請者と実証事業グループの構成員間で協議の上、契約等を締結し、補助金を配分することも可能です。

ただし、各構成員に補助金を配分した場合でも、各構成員における経理執行状況は代表申請者が責任を負うことになります。契約、発注、支払関係の証拠書類等も代表申請者が支出する場合と同様に準備する必要があります。

採択された事業については、山口スイムサービス株式会社が事業の進捗管理を実施します。

4 補助金の交付

補助事業として採択された場合、採択通知日以降、別途、補助金の交付に係る申請手続きを行っていただきます。

採択通知が補助金交付決定通知となるものではありません。採択された場合であっても、審査の結果、事業の内容、実施体制等に関して条件を付したり、予算の都合等により補助金交付申請額から減額されて交付決定されたりする場合があります。

5 公募期間

令和7年5月14日(水) ～ 6月30日(月) 17:15 まで(必着)

6 提出書類・提出先

(1) 提出書類

①補助事業計画書

- (i) 事業計画書表紙（様式）
- (ii) 補助事業計画書（別紙1）
- (iii) 事業収支計画書（別紙2）
- (iv) 共同研究費説明書（別紙2の別紙）

※ 様式は、山口県産業労働部イノベーション推進課のホームページからダウンロードして作成してください。（URL：<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/83/>）

※ 表紙を除き、20ページ以内で作成してください。

※ 補助事業計画書は7月から翌年2月までの期間で作成してください。

※ 補助事業計画書は表紙を除き1ページからページ番号を付してください。

②参考書類

- (i) **企業概要及び経歴**（構成員各社分、自社様式、既存の企業パンフレットでも可）
- (ii) **直近3期分の決算報告書**（貸借対照表、損益計算書等（代表申請者のみ））
- (iii) **県税の納税証明書**（構成員各社分）※写しで可
- (iv) **暴力団との関係を有しないことを確認する書類**（様式（構成員各社分））
- (v) **県内中小企業が参画することを確認する書類**（様式（県内中小企業分））

※ 国立大学法人等公的機関については参考書類の提出は不要です。

《注》提出書類のほか、必要に応じて資料の提出や説明を求めることがあります。

(2) 提出方法

提出書類	提出方法	必要部数 ※郵送の場合
① 補助事業計画書	メール又は郵送	1 部
② 参考書類		
(i) 企業概要及び経歴	メール又は郵送	各 1 部 (構成員各社分)
(ii) 直近 3 期分の決算報告書	メール又は郵送	1 部 (代表申請者分)
(iii) 県税の納税証明書 (写しで可)	メール又は郵送	各 1 部 (構成員各社分)
(iv) 暴力団との関係を有しない ことを確認する書類	メール又は郵送	各 1 部 (構成員各社分)
(v) 県内中小企業が参画すること を確認する書類	メール又は郵送	各 1 部 (県内中小企業分)

【提出先メールアドレス】

a16900@pref.yamaguchi.lg.jp

※ メール表題に「ヘルスケアエビデンス構築促進補助金申請」と記載してください。

※ 受信できる容量は 10MB までとなりますので、データファイルの容量を調整してください。

※ メール送信した際には、電話にてその旨お知らせください。

(TEL : 083-933-3150 (山口県イノベーション推進課 次世代産業推進班))

【郵送先】

〒753-8501 山口県山口市滝町 1 番 1 号 (山口県庁 3 階)
山口県 産業労働部 イノベーション推進課 次世代産業推進班 宛

※ 封筒に「ヘルスケアエビデンス構築促進補助金申請」と記載してください。

7 審査・採択

(1) 審査

県が設置する審査委員会において、申請書類及び実証事業グループの構成員によるプレゼンテーションに基づいて審査を行い、その結果を踏まえ、県が予算の範囲内で採択事業を決定します。

※ 申請件数が多数の場合は、申請書類に基づいて、書類選考を行った上で、審査を行う場合があります。

プレゼンテーションの実施（１５分程度）については、公募期間終了後、実施日及び時間を代表申請者にご連絡します。

(2) 主な審査項目

- 目指すエビデンスが妥当な設定であるか。
- エビデンス構築を行うための計画が適切であるか。
- 実証事業内容の新規性、革新性又は優位性があるか。
- 実証事業実施後の展開が考えられているか。
- 開発・生産拠点が県内で発展するとともに、県内の関連企業の新事業展開（設備投資・新規雇用等）が促進されるなど、地域経済への波及効果等が見込まれるか。

◎ 目指すエビデンスの妥当性

- ・ エビデンス構築を行うにあたっての現状・課題の整理
- ・ 市場の動向、地域課題やニーズへの適合性
- ・ 目指すエビデンス等の目標の明確性

◎ エビデンス構築に向けた計画の適切性

- ・ エビデンス構築に向けた実施体制
- ・ 適正な実施スケジュールの設定
- ・ 事業遂行のための方向性や手段の明確性
- ・ 収支計画の妥当性

◎ 実証事業内容の新規性、革新性、優位性

- ・ 実証事業の目標及び課題の解決手法の妥当性
- ・ 実証事業の新規性、革新性、優位性
- ・ 実証事業内容の発展性、成長性

◎ 事業実施後の事業化等の展開の見通し

- ・ 市場の動向分析、市場シェアの獲得
- ・ エビデンスを活用した展開のイメージ及び実現性
- ・ 事業化に向けた戦略、計画、工程の明確性

◎ 県内での波及効果等

- ・ 県内における事業化（設備投資や雇用計画等）
- ・ 県内経済への波及効果（県内企業における新事業展開等）
- ・ その他県内への効果等（県民の健康増進への寄与等）

(3) 採択結果（採択又は不採択）の通知等

採択結果については、7月中下旬に申請者に通知するとともに、採択された事業はテーマ等を公表します。なお、審査結果（不採択の理由等）に関するお問い合わせには一切応じかねますので、ご了承下さい。

8 各種手続きのスケジュール（令和7年度予定）

区 分	県	補助事業者
5/14～6/30	公募期間	
～6/30		補助事業計画書提出
7月上旬 ～7月中旬	審査委員会	
7月中旬	採択者決定（補助事業内示）	
		補助金交付申請
7月下旬	補助金交付決定	補助事業開始
		倫理審査
	事業審査	
		実証実施
2月下旬～		実績報告
3月上旬	完了検査	
3月中旬		精算払請求
3月下旬	補助金支払	

(1) 交付決定の取消し等

次に掲げる場合は、不採択の決定若しくは採択の取消し又は交付の決定の取消しを行う場合があります。

- ① 実質的に同一内容の事業について、本補助金と他の公的補助金等を重複して受けた場合
- ② ヘルスケアエビデンス構築促進補助金交付要綱又は実施要領に違反した場合
- ③ 交付の決定に関して付した条件に違反した場合
- ④ 虚偽の申請又は報告を行った場合

(2) 補助事業の交付決定後

この補助金の交付決定を受けた場合は、次の条件を守らなければなりません。

- ① 補助事業の内容の変更をする場合は、事前に知事の承認を受けること。
- ② 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に知事の承認を受けること。
- ③ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- ④ 補助事業の進捗状況等確認のために県が報告を求めた場合は、遅滞なく報告すること。また、必要に応じて県が実地検査を行う場合は、これに協力すること。
- ⑤ 補助対象経費の配分について、各費目につき 30 パーセントを超える変更をする場合は、事前に知事の承認を受けること。
- ⑥ 補助事業を完了した場合は、次のいずれか早い日までに事業実績を県に報告すること。
 - ・ 補助事業を完了した日から起算して 20 日を経過した日
 - ・ 補助事業を実施した年度末
- ⑦ 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、当該補助事業の完了した日から起算して 5 年を経過した日の属する県の会計年度末日まで保存すること。
- ⑧ 補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、毎会計年度終了後 20 日以内に当該補助事業に係る過去 1 年間の事業化に向けた活動状況などについて、県に報告すること。また、補助事業に関係する調査に協力すること。
- ⑨ 補助事業終了後、県が必要と判断した場合は、補助事業の成果を発表すること。また、知事が補助事業の成果の普及を図るときは、これに協力すること。

10 問い合わせ先

■補助金全般に関すること

山口県 産業労働部 イノベーション推進課 次世代産業推進班
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号
電 話：083-933-3150（ダイヤルイン）
FAX：083-933-3159
メール：a16900@pref.yamaguchi.lg.jp

■実証事業の支援に関すること

やまぐちヘルスラボ
〒754-0041 山口県山口市小郡令和1丁目1番2号
電 話：083-976-4095
FAX：083-976-4102
メール：g.manager@yamaguchi-hl.com

11 その他

県では、「ヘルスケア関連産業推進協議会」や、「やまぐちヘルスラボ」の活動を中心とした、企業のヘルスケア関連製品・サービスの事業化支援や県民の健康づくりを通じて、ヘルスケア関連産業の創出・育成を推進しています。

《ヘルスケア関連産業推進協議会》



やまぐちヘルスケア
関連産業推進協議会
(事務局：県・山口市)

<協議会の活動>
・ヘルスケア関連産業に係る情報提供
・会員相互の交流や連携の場の創出
など



企業
大学 支援機関等

ヘルスケア関連企業や関係機関団体などを会員として、情報提供や企業交流等を通じた会員相互の交流や連携の場の創出に向けた活動を行っています。

ご入会がまだの方は是非、この機会にご入会ください！！



[協議会ウェブサイト]

《やまぐちヘルスラボ》



やまぐちヘルスラボ
YAMAGUCHI HEALTH LAB

山口市と共同設置している「やまぐちヘルスラボ」では、企業からの相談対応や事業化に係る助言、コーディネータ等の支援業務を行うとともに、県民の健康づくりのサポートとして個人会員の募集を行い、健康増進に資する情報提供やイベント開催等のサービスも提供しています。

会員登録がまだの方は是非、この機会にご登録ください！！



[ラボウェブサイト]

個人会員：2,600名超
(令和7年5月現在)